

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

東大阪市監査委員

監 報 第 6 号

令和8年2月25日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 谷 中 克 行

同 山 崎 毅 海

同 西 村 潤 也

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和7年度財政援助団体等監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

東大阪市立児童文化スポーツセンターに係る指定管理業務

対象団体 東大阪花園活性化マネジメント共同体

所管部局 教育委員会事務局 社会教育部

第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和7年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。また、調査については横田慎一公認会計士事務所に委託した。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 東大阪市立児童文化スポーツセンターほか
- 2 実施日程 令和7年10月20日から令和8年2月25日まで

第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、意見を付した事項については、今後の事務執行の参考とされることを望むものである。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

(用語の定義) 実費負担：公の施設の指定管理業務の実施に要した指定管理者の利益を含まない直接経費

本社：指定管理者の代表企業の本社部門を指しており、部門別損益管理を行う中での、指定管理業務とは別の一般管理部門のこと。

<検討又は改善を要する事項>

東大阪花園活性化マネジメント共同体

1 令和6年度事業報告書における収支状況の支出計上について

指定管理者から提出される収支報告については、実費負担を各支出科目に計上するとともに、例外的に一般管理費を計上する場合には、事業提案時などに適正に提案・審査された公の施設の指定管理業務の実施に関連した間接経費に限定する必要がある。

ところで、令和6年度事業報告書における収支報告の支出計上において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

(1) 一般管理費を除く一部科目において、積算根拠が不明確で実費負担ではないと推定される支出が計上されていた。

一般管理費を除く各支出科目には、実費負担を計上されたい。

(2) 花園中央公園エリア官民連携魅力創出整備事業提案時（以下「事業提案時」という。）に積算し、令和6年度予算に計上された一般管理費について、予算額を大幅に超過した額が計上されていた。

また、この中には当該指定管理業務の実施に関連した間接経費ではないと推定される

本社経費が計上されていた。

一般管理費については、事業提案時などに提案、審査された収支予算等において計上されたものに限定し、状況等の変化により追加計上の必要がある場合は、市に対し積算根拠を明確に示し承認を得られたい。

- (3) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税対象外経費に対して、消費税等相当額を加算し、支出計上されていた。

適正な事務処理をされたい。

- (4) 指定管理料による支出が適切でない飲食費が計上されていた。

適正な事務処理をされたい。

2 令和7年度収支状況の支出計上について

教育普及事業の支出計上において、積算根拠が不明確で実費負担ではないと推定される支出が計上されていた。

適正な事務処理をされたい。

3 予算額の積算について

令和6年度事業報告書における収支報告で、収入区分の教育普及事業に係る予算額を年度初月で超え、決算額が予算額を大幅に超過した収入計上がされていた。

予算額について、花園中央公園エリア官民連携魅力創出整備事業提案時と同額としなければならないと誤認していたとしているが、実態を踏まえた適切な予算額を積算されたい。

4 教育普及事業について

教育普及事業について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 児童文化スポーツセンター管理運営業務仕様書において、教室及び事業の内容変更及び追加については、事前に教育委員会に協議書を提出し承認を得ることと規定されているが、事前に協議書での承認を得ず、教室の実施回数を追加しているもの。

- (2) 令和6年度事業報告書において、教室の実施回数の記載を誤っているもの。

5 自主事業の実施について

指定管理者においては、指定管理業務で必須としている教育普及事業は積極的に実施しているものの、指定管理開始時に市と自主事業を実施しないとの協議をしておき、未実施の状況が続いている。

指定管理業務開始より一定期間経過していることから、施設の利用促進とサービス向上の観点を踏まえ、自主事業の実施について検討されたい。

6 備品の管理について

花園中央公園管理運営業務共通仕様書において、指定管理者が管理経費により備品を購入する場合や購入した備品に毀損、廃棄等の異動がある場合は、事前に市と協議するとされているが、事前協議がされていなかった。

適正な事務処理をされたい。

7 消火器の管理について

令和7年5月の消防設備点検において、設計標準使用年限を超過した消火器を設置していることを指摘されているにもかかわらず、実地調査時においても消火器が取り換えられていなかった。

適正な管理を行われたい。

8 施設の管理について

実地調査において、施設及び施設周辺を確認したところ、外壁のタイルが欠落し、落下している状況を現認した。

外壁タイルの欠落は、利用者等の生命に関わる事故を招きかねず、施設管理上の重要性が非常に高い。危険性について、日頃から留意し適時・適切な対応を行われたい。

9 個人情報の管理について

指定管理者が作成している個人情報保護規程において、個人情報取扱事務の名称、内容、個人情報の対象者の範囲、作成時期等を記載した個人情報取扱事務の目録を作成することと

されているが、作成されていない。

適正な事務処理をされたい。

青少年教育課

1 令和6年度事業報告書における収支状況の支出計上について

当課では、令和6年度収支報告のうち一般管理費について、指定管理者が花園中央公園エリア官民連携魅力創出整備事業提案時に積算し、令和6年度に予算計上した額を大幅に超過して支出計上されていたことを認識していたものの、指定管理者に対して支出内容の詳細の確認は行っていなかった。

一般管理費への支出計上は収支額（利益）の調整といった一面もあり、調整された収支報告では収支の実態が把握できず、指定管理者の業務実績等の評価が困難になることに加え、指定管理料が適切か判断することができない。

実態に即した適正な収支報告が提出されるよう、十分な精査を行うとともに、指定管理者と十分協議されたい。

2 ごみ処理業務再委託について

指定管理者においては、花園中央公園エリア官民連携魅力創出整備事業提案時にごみ処理は再委託で行うこととし、その費用を含んだ額で積算し、提案している。

しかしながら、再委託による処理ではなく、市の収集による処理が行われており、再委託費は不用となっている。

業者への再委託の可否を含め、適切にごみ処理方法を再検討するとともに、不用額となった再委託費の取扱いについても併せて検討されたい。

3 教育普及事業及び自主事業について

児童文化スポーツセンターで実施している事業のうち、児童文化スポーツセンター条例及び児童文化スポーツセンター条例施行規則において利用料金を規定していない場所を一時的に占有して実施したフリーマーケット事業について、教育普及事業として承認し、指定管理者が利用料金として出店料を徴収している。

一方、当該費用はブース使用料のような場所貸し的な性質も有しており、教育普及事業ではなく、自主事業として行政財産の目的外使用料を徴収するべきとも考えられる。

教育普及事業と自主事業の範囲と定義を整理し、説明責任を果たすことができるよう適正な事務処理をされたい。

4 貸与品の管理について

備品以外の貸与品の取扱いについては、備品と区別するために一覧表を作成するなどして、指定管理者において貸与品であることが分かるような処理をするよう企画財政部から通知されている。

ところで、プラネタリウム機器の操作の際に使用しているタブレット及びノートパソコンが、一覧表等で管理されていなかった。

管理台帳を作成するなど、貸与品の適正な管理をされたい。

<意見>

指定管理料の支出計上について

今回の監査において、令和6年度収支報告を確認したところ、一部科目において、積算根拠が不明確で実費負担ではないと推定される支出が計上されているものや、一般管理費において、当該指定管理業務の実施に関連した間接経費ではないと推定される本社経費を含む支出が、予算を大幅に超過して計上されていた。

これは、指定管理料による支出計上について、指定管理者において、指定管理業務に係る経理に関して誤認があったことに加え、所管部局においても、指定管理者から提案のあった収支予算及び収支報告の調査等が不十分であったことが主な要因と思料する。

一方、指定管理者の収支予算及び収支報告に関して、特に一般管理費の支出計上に係る積算等については、市として一定の基準がないため、指定管理者及び所管部局が個別に判断しなければならず、錯誤に陥る可能性がある。

令和5年度財政援助団体等監査においても、収支予算及び収支報告において記載対象とする項目等や利益が生じた場合の対応について市全体の考え方を明確にするよう要望しているところであるが、今回の件とあわせて、制度所管部局は市として統一的な対応をできるように指定管理者制度のガイドラインを整備するよう取り組むとともに、指定管理施設所管部局においては、地方自治法第244条の2第10項に規定する管理運営状況の調査等を適切に実施されたい。

最後に、ガイドラインを整備していくにあたり、利益の考え方について申し添える。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。利用料金制を導入している施設については、利用料金を直接指定管理者の収入とすることで一層の経営努力を引き出すことができるとされている。

指定管理者の努力により得た利益は、原則として指定管理者の収益とすることが経営努力の動機付けになることから、発生した利益は合理的な範囲において指定管理者の利益として認めることが適当である。

無論、利益の追求は公共性の確保を前提とすべきであり、利益最大化が目的ではないため、一定以上の利益が生じた場合には施設や利用者へ還元できる仕組みの構築が望ましい。

指定管理者の利益について明確に示すことは、指定管理者の安定的な経営に繋がり、指定管理者制度の目的達成に寄与すると考えられることから、ガイドラインの整備においては、以上の点に留意して取り組まれない。